

「命を救う」赤十字 ～ご支援のお願い～

日本赤十字社は、
「苦しんでいる人を救いたい。」という、
いつの時代も変わることもない想いを胸に、
一人でも多くの命を救うため活動しています。



感染症対応

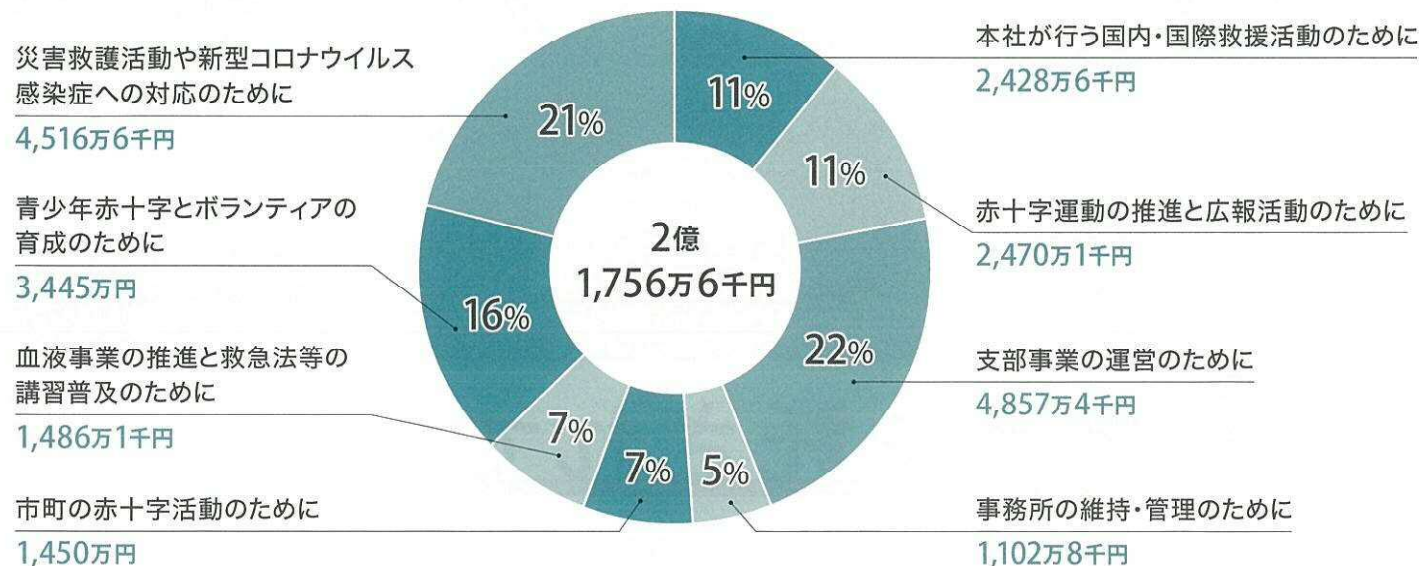
日夜、新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者。
私たち赤十字職員も「苦しんでいる人を救いたい。」という思いのもと、
患者さまの命と健康を守るため活動を続けていきます。

災害対応

ひとたび自然災害が発生したら余儀なくされる「避難所」での生活。
感染症のリスクが高まる環境下においても、被災された方々の健康や
心の負担を少しでも和らげるよう支援体制の強化に努めています。

皆さまからお寄せいただく資金(寄付)で次の活動を行います。

令和4年度 活動資金の使いみち



※医療事業・血液事業は、それぞれ診療報酬や血液製剤の供給収益などを主な財源として活動しています。



いのちをつなぐ赤十字活動

国内災害救護

災害時にいち早く救護活動を行えるよう、
日頃から救護資機材の整備や救護員の
養成など災害に対応できる体制を整えて
います。



赤十字ボランティア

滋賀県内では、約14,000人の赤十字奉
仕団員が、赤十字が目指す人道の実現に
向けて様々な活動を行っています。



国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ世界
中の人びとを救うため、192の国と地域
に広がる赤十字のネットワークを生かし
て活動しています。



AED 救急法等の講習

応急手当の方法や病気・けがの防止など
命と健康を守るための知識と技術を普及
する活動を展開しています。



青少年赤十字

県内220の加盟校(園)で、子どもたちが
自分で「気づき」「考え」「実行する」力を育
んでいます。



看護師の養成

大津赤十字看護専門学校では、赤十字の
基本理念に基づいた看護に関する幅広い
知識・能力を備えた赤十字看護師の養成
に努めています。



医療事業

大津・大津志賀・長浜各赤十字病院は、
公的医療機関として救急医療や周産期母
子医療など質の高い医療の提供に努めて
います。



血液事業

滋賀県赤十字血液センターでは、日々輸
血を必要とする人たちに安全な血液製剤
を届けられるよう努めています。



社会福祉

支援を必要とする方々が個人の尊厳を
持って、自立した生活を送れること、また、
安心して元気に生活できるよう、地域にお
ける福祉活動を行っています。



こうした「命を救う」活動を続けるためには、皆さまからのあたたかい、継続したご支援が必要です。

さまざまな方法で赤十字活動資金にご協力いただけます。

日本赤十字社へのご寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます。

地域でのご協力

町内会・自治会などを通じてご協力をお願いしているほか、年間を通じて県内各市町の赤十字担当窓口からご協力いただけます。

クレジットカードによるご協力

お手持ちのクレジットカードでご協力いただけます。

インターネットで検索
またはQRコードから

日赤 寄付



口座振替によるご協力

希望月に、ご登録いただいた金融機関の口座から自動引き落としでご協力いただけます。

金融機関からのご協力

日本赤十字社滋賀県支部まで専用振込用紙(手数料無料)をご請求ください。

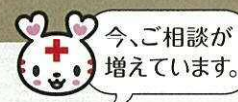
④ 郵便局・ゆうちょ銀行では窓口にて備え付けの振込用紙もご利用いただけます。※手数料無料

口座番号: 00940-8-266602

加入者名: 日本赤十字社滋賀県支部

遺産の寄付をお考えのみなさまへ

思いを託す。未来へ繋ぐ。



今、ご相談が増えています。

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社では、その尊い思いに応えるため、遺贈(遺言による寄付)や相続財産寄付を承っております。

日本赤十字社への遺贈・相続財産寄付に関する資料請求、お問合わせは、日本赤十字社滋賀県支部にご連絡ください。

遺産の寄付に相続税はかかりません

日本赤十字社滋賀県支部へ遺贈された財産および相続人が寄付した財産は、全額非課税となる税制上の優遇措置が適用されます。

遺贈について

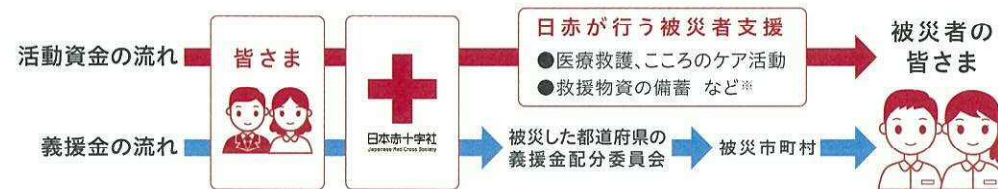
遺言による方法で、財産の受取人を日本赤十字社とし、その用途を日本赤十字社滋賀県支部の事業と指定することで、滋賀県における赤十字活動に役立てることができます。

詳細を記したパンフレットをご用意しております。

被災者に届ける2つの支援 ~赤十字活動資金と義援金の違い~

活動資金…日本赤十字社の活動を通じて被災者を支えます。

義援金…全額が被災された皆さまに届けられます。



※その他、救急法等の講習普及、ボランティアや青少年の育成などに役立てられます。

表彰制度の概要

特別社員

毎年(2,000円以上)
または一時・数次で20,000円以上

支部長表彰状

一時または累計で100,000円以上

銀色有功章

一時または累計で200,000円以上

金色有功章

一時または累計で500,000円以上

お問い合わせ先

発行: 日本赤十字社 滋賀県支部
Japanese Red Cross Society

〒520-0044 大津市京町四丁目3番38号
TEL 077-522-6758
<https://www.jrc.or.jp/chapter/shiga/>



危機を前に、人は弱い。 でも、 危機を前に、人は強い。

災害や感染症の脅威が訪れた時。

人は不安になる。恐怖に怯える。

けれど、人は励まし合い、前に進むことができる。

私たちは知っています。

大切な人を守ろうとする姿を。

災害に立ち向かおうとする人たちの強さを。

そんな思いに応えて、ともに乗り越えていくために。

災害の現場で、赤十字の医師・看護師・ボランティアが活動をつづけます。

救いを託されている。あなたとともに。



救いを託されている。

活動資金へのご協力を、よろしくお願いいたします。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society
滋賀県支部